

## 福祉有償運送登録申請事業計画の概要

申請者 特定非営利活動法人 あじさいの会

| 項目      | 事業計画の概要                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 運送主体  | <p>名 称：特定非営利活動法人 あじさいの会</p> <p>所在地：高松市国分寺町国分 1284-1</p> <p>代表者：二川 実加</p> <p>※【別紙 1】定款参照</p>                                                                                                                                                                          |
| 2 目的    | <p>地域の身体の不自由な高齢者の皆さんを対象に、バス、タクシーなどが使えない方を予約制で外出支援を行ってもらいたいと身体の不自由な高齢者から要望を受けます。安否確認や緊急時の対応など行います。バス会社やタクシー会社の業務の邪魔にならない様に活動します。また地域住民で支え合う為に、勉強会を受講し、道路運送法 79 条の 2 の規定に基づき申請したいと考えております。ドライバーは、道路運送法施行規則 51 条の 16 に規定する講習を受けています。介護事業が主体なので、本格的に移送業務をする内容ではないです。</p> |
| 3 運送区域  | 高松市（庵治町・牟礼町・塩江町・離島を除く）                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4 使用車両  | <p>車いす車（ハイエース）：1 台</p> <p>車いす車（軽）：1 台</p> <p>セダン等（軽）：2 台</p> <p style="text-align: right;">合計 4 台</p> <p>使用者：特定非営利活動法人 あじさいの会</p>                                                                                                                                    |
| 5 旅客の範囲 | <p>運送しようとする旅客の範囲</p> <p>イ 身体障害者</p> <p>□ 精神障害者</p> <p>ハ 知的障害者</p> <p>ニ 要介護認定者</p> <p>ホ 要支援認定者</p> <p>ヘ 基本チェックリスト該当者</p> <p>ト その他の障害を有する者</p> <p>名簿登録者数</p> <p>イ 身体障害者：1 名</p> <p>□ 精神障害者：0 名</p> <p>ハ 知的障害者：0 名</p> <p>ニ 要介護認定者：16 名</p> <p>ホ 要支援認定者：3 名</p>         |

|                   |                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | ヘ 基本チェックリスト該当者： 3名<br>ト その他の障害を有する者： 1名<br><div>合計 24名</div> ※【別紙2】名簿参照                                                                        |
| 6 対価              | 時間制<br>最初の10分：700円<br>加算10分：700円<br>※待ち時間は、10分ごとに150円                                                                                          |
| 7 事業者協力型自家用有償旅客運送 | なし<br>理由：スタッフの人数は十分確保出来ている為                                                                                                                    |
| 8 運転者             | 運転者（運転免許の種類）<br>1種（大型）：1名<br>1種（普通）：7名<br>※1種8名全員、国土交通大臣認定講習修了<br><div>合計 8名</div>                                                             |
| 9 運行管理・整備管理等の体制   | ①運行管理・整備管理体制<br>・運行管理責任者：1名<br>・整備管理責任者：1名<br>②事故処理連絡体制<br>・事故対応責任者：1名<br>③苦情処理体制<br>・苦情処理責任者：1名<br>・苦情処理担当者：1名<br>※事故対応責任者、苦情処理責任者、苦情処理担当者は兼任 |
| 10 損害賠償措置         | 対人賠償：無制限<br>対物賠償：無制限                                                                                                                           |

## 特定非営利活動法人 あじさいの会 定款

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あじさいの会(以下「本会」という。)という。

## (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を香川県高松市国分寺町に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を国分寺町に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

## (目的)

第3条 本会は、人口の高齢化が急速に進展する社会情勢の中にあつて、地域社会を豊かで住みよくするため、高齢者や障害者などに愛・忍耐・技術をもって福祉活動に関する事業を行い、福祉の充実した町づくりの推進に寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

## (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①福祉問題に関する相談事業

②高齢者生きがいづくりの事業

③福祉問題の啓発及び社会教育推進のための事業

④研修等の事業

⑤情報誌の発行事業

⑥在宅福祉サービス事業

⑦介護保険事業

介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業

介護保険法に基づく介護予防通所介護事業

介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業

介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護事業

介護保険法に基づく訪問介護事業

介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

⑧障害者福祉サービス事業（居宅介護：ほたるの里訪問介護事業所）

⑨その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

## (種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び法人・団体

(3) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人または団体

## (入会)

第7条 正会員及び賛助会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を負担する者であれば、誰もが会員となることができる。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、その者が前項の条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。  
(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員をかねることはできない。

(代表権及び職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 理事会の決議をもって、会長の他に、副会長の中から本会を代表する理事を定めることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実あることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任及び解任、職務、報酬
- (5) 年会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。また、本条(3)、(4)、(5)については、議決された事項を、総会で報告、説明しなければならない。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前年度決算の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に

定める。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告書、収支計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、類似の目的を持つ公益法人や特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合併)

第50条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に啓示して行う。

## 第10章 雑則

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

|     |          |
|-----|----------|
| 会 長 | 川 上 美佐子  |
| 副会長 | 西 原 節 子  |
| 理 事 | 平 尾 喜曾二  |
| 同   | 松 延 多喜之助 |
| 同   | 綾 野 悦 子  |
| 同   | 渡 邊 美智子  |
| 同   | 三 谷 祥 子  |
| 同   | 瀬 尾 富 子  |
| 同   | 石 川 廣 子  |
| 監事  | 西 川 昭 暢  |
| 同   | 吉 井 修    |
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |         |
|----------|---------|
| (1) 正会員  | 3,000円  |
| (2) 賛助会員 | 10,000円 |
| (3) 特別会員 | 0円      |

### 附則

この定款は、所轄庁の認証を得た日（平成13年4月23日）から施行する。  
この定款は、所轄庁の認証を得た日（平成15年5月26日）から施行する。  
この定款は、所轄庁の認証を得た日（平成18年12月27日）から施行する。  
この定款は、所轄庁の認証を得た日（平成28年9月27日）から施行する。

(施行規則第 5 1 条の 2 9 関係)

## 旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人 あじさいの会

| 番号 | 氏 名 | 住 所     | 運送を必要とする理由            |   |   |                       |                       |                       |                       | 備考 |
|----|-----|---------|-----------------------|---|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----|
|    |     |         | イ                     | ロ | ハ | ニ                     | ホ                     | ヘ                     | ト                     |    |
| 1  |     | 高松市飯田町  | <input type="radio"/> |   |   |                       |                       |                       |                       |    |
| 2  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 3  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 4  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 5  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 6  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 7  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 8  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 9  |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 10 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 11 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 12 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 13 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 14 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 15 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 16 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 17 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   | <input type="radio"/> |                       |                       |                       |    |
| 18 |     | 高松市鬼無町  |                       |   |   |                       | <input type="radio"/> |                       |                       |    |
| 19 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       | <input type="radio"/> |                       |                       |    |
| 20 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       | <input type="radio"/> |                       |                       |    |
| 21 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       |                       | <input type="radio"/> |                       |    |
| 22 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       |                       | <input type="radio"/> |                       |    |
| 23 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       |                       | <input type="radio"/> |                       |    |
| 24 |     | 高松市国分寺町 |                       |   |   |                       |                       |                       | <input type="radio"/> |    |

イ 身体障害者  
 ロ 精神障害者  
 ハ 知的障害者  
 ニ 要介護認定者  
 ホ 要支援認定者  
 ヘ 基本チェックリスト該当者  
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）